

Q9.耐震関連

交付

<p>Q9-1</p>	<p>ZEH 又は ZEH 水準の住宅に求める共通要件(耐震)について、詳しく知りたい。</p>
<p>A</p>	<p>本事業の補助の対象となる木造住宅は、ZEH 又は ZEH 水準の住宅 であるため、以下の(1)又は(2)のいずれかを満たすものとします。</p> <p>(1) 断熱材、太陽光パネル等の荷重を見込んだ構造計算を実施したものであること 構造計算とは、「木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件（建築基準法告示昭62年1899号）」に定めるものとします。 構造計算の実施については、建築確認申請や建築士による確認・証明等によって耐震性能が確認できるものとします。</p> <p>※原則、構造計算書の提出は不要です。 ※建築基準法告示昭62年1899号に「壁量計算等」は該当しません。（構造計算に壁量計算等は含まれません）</p> <p>(2) 階数が2階以下、かつ床面積が500㎡以下で、以下の①、②、③のいずれかを満たしたものであること ①「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要」（以下、「壁量等基準（案）」という。）または公布後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられたもの ②住宅性能表示制度の耐震等級3であるもの （壁量計算等により構造安全性を確認したものとし、1-1耐震等級（構造躯体の倒壊防止）における等級3水準であるものとする） ③住宅性能表示制度の耐震等級2を満たし、かつ、建築主又は買主へ下記内容の説明及び同意取得を行うもの （壁量計算等により構造安全性を確認したものとし、1-1耐震等級（構造躯体の倒壊防止）における等級2水準であるものとする） 住宅性能表示制度における耐震等級2を満たす住宅における同意については、交付申請時に建築主又は買主に対して同意書写しの提出が必要。</p> <p>※「長寿命型」、「ゼロ・エネルギー住宅型・長期対応」においては、本共通要件を満たす際に、認定長期優良住宅の構造安全性の確認方法や性能に合わせていただきます。（長期優良取得時の耐震性能で交付申請すること） ※耐震等級における「水準」とは、登録評価機関による評価書だけではなく、計算を確認した建築士による証明をもって耐震等級の根拠とすることが可能です。 （提出書類の詳細については、マニュアル第3章 参照） ※交付申請後からの耐震性能の下方の変更は出来ません。</p>
<p>Q9-2</p>	<p>耐震を確認する構造計算とは、どんな方法でもいいのか。</p>
<p>A</p>	<p>「断熱材、太陽光パネル等の荷重を見込んだ構造計算」を実施してください。 構造計算とは、「木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件（建築基準法告示昭62年1899号）」に定めるものとします。</p> <p>構造計算の実施については、建築確認申請や建築士による確認・証明等によって耐震性能が確認できるものとします</p>
<p>Q9-3</p>	<p>壁量計算等とは、建築基準法に基づく計算方法でいいのか。</p>
<p>A</p>	<p>いわゆる建築基準法の壁量計算だけでは、「品確法・耐震等級2以上」にはなりません。 建築基準法を満たした上で、さらに品確法の耐震等級を取得する為に必要な「壁量、耐力壁線、床、接合部、基礎、横架材等」の項目について別途確認が必要です</p> <p>壁量計算等を行う場合は、建築基準法に加えて「品確法・住宅性能表示」の耐震の基準に従い、耐震等級2以上を取得してください。 （住宅性能表示の必須項目である1-1倒壊等防止で「耐震等級2以上」の評価）</p> <p>申請建物の耐震を確認する建築士は、必ず品確法の耐震の項目・基準を確認し対応してください。 ※品確法・耐震等級2(壁量計算等)を取得の場合は、交付申請時に同意書の提出が必要です。</p>

Q9-4	耐震性能について、交付申請から実績報告で変更になった場合どうすればいいのか。
A	<p>交付申請時に耐震性能の評価を申告していただきます。 実績報告時の耐震性能の評価が、交付申請時よりも劣る場合（不利側に変更された場合）は、補助対象にはなりませんのでご注意ください。</p> <p>耐震性能の評価が下位への変更、等級の数字が小さくなるのは不可になります。</p> <p>※構造計算(注)と「品確法・耐震等級3(壁量計算等)」は同等になります。</p> <p>(注)断熱材、太陽光パネル等の荷重を見込んだ構造計算を実施したものであること。 構造計算は「木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件（建築基準法告示昭62年1899号）」に定めるもの。</p> <p>例) 交付申請時：壁量計算等耐震等級2 ⇒実績：構造計算(許容応力度計算等) 安全側への変更のため○ 交付申請時：構造計算(許容応力度計算等)⇒実績：壁量計算等耐震等級2 不利側への変更のため× 交付申請時：壁量計算等耐震等級3 ⇒実績：構造計算(許容応力度計算等) 同等への変更のため○</p>
Q9-5	住宅性能表示制度の耐震等級には「倒壊等防止」、「損傷防止」があるが、どちらでもいいのか。
A	<p>住宅性能表示の必須項目である「1-1 倒壊等防止」を、「耐震等級2以上」で取得し、交付申請時に申告してください。</p> <p>※断熱材、太陽光パネル等の荷重を見込んだ構造計算を実施したものである場合、耐震等級は求めません。</p>
Q9-6	構造計算（許容応力度計算：ルート1）の時も耐震等級を取得しないとイケないのか。
A	<p>構造計算(許容応力度計算)を実施されている場合は、品確法の耐震等級を取得する必要はありません。 ただし、実績報告時には断熱材、太陽光パネル等の荷重を見込んだ構造計算(許容応力度計算)を行ったことが確認できる書類を提出してください。</p> <p>また、構造計算(許容応力度計算)から品確法の耐震等級3(壁量計算等)への変更は可能です。 その場合も実績報告時に品確法の耐震等級3(壁量計算等)を取得していることが確認できる書類を提出してください。 実績報告の際の提出書類については、必ずマニュアルを確認の上ご対応ください。</p> <p>※原則、構造計算書の提出は不要です。 ※構造計算(許容応力度計算)から品確法の耐震等級2(壁量計算等)への変更は不可になります。 事業廃止となりますのでご注意ください。</p>
Q9-7	構造計算の場合、耐震等級は問われないのか
A	<p>耐震等級は問いません。</p> <p>但し、断熱材、太陽光パネル等の荷重を見込んだ構造計算を実施したものであることとし、 構造計算とは「木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件（建築基準法告示昭62年1899号）」に定めるものです。</p> <p>※壁量計算等は構造計算には含まれませんので、ご注意ください。</p>
Q9-8	募集要項にある「(1)断熱材、太陽光パネル等の荷重を見込んだ構造計算を実施したものであること」に該当する 構造計算(許容応力度計算)を行う場合、その建築士は補助を受ける物件の設計者である必要があるか。
A	<p>実績報告時に、完成した住宅が耐震性能の要件を満たしていることを建築士が確認・証明する必要があります。</p>
Q9-9	グループ募集要領の8ページ目 3.2.2 ZEH又はZEH水準の住宅に求める共通要件にて、①の「構造計算」とは、許容応力度計算のことか。
A	<p>許容応力度計算は構造計算に含まれます。</p> <p>断熱材、太陽光パネル等の荷重を見込んだ構造計算を実施したものであることが必要です。 また構造計算とは、「木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件（建築基準法告示昭62年1899号）」に定めるものです。</p> <p>建築基準法に関することや構造計算の内容の詳細については、構造計算を実施する建築士にご相談ください。</p>

Q9-10	耐震等級が「等級〇水準」となっているのはなぜか。
A	「水準」とは、求められる性能確認資料として、登録住宅評価機関による評価書だけでなく、建築士による確認・証明の書類も対象としているためです。建築士が確認する内容は評価機関において住宅性能評価書を取得する場合と同じ内容および同等の扱いになります。
Q9-11	<p>マニュアルの共通事項(2.2.2 ZEH又は ZEH水準の住宅に求める共通要件)にある「(2)階数が2階以下、かつ床面積が500㎡以下で、以下の①、②、③のいずれかを満たしたものであること」の②で行う場合の「耐震等級3水準」とは何を指しているか？</p> <p>耐震等級3の中で壁量計算等を行った場合なのか。</p>
A	<p>「品確法・住宅性能表示基準」における壁量計算等をした結果、耐震等級3又は耐震等級3水準であるということです。なお、耐震等級3と耐震等級3水準は別のものになります。</p> <p>「水準」と付けているのは登録評価機関による評価書だけでなく、計算を実施した建築士による確認・証明の書類も対象であることを意味します。</p>
Q9-12	<p>「見直し」後、壁量計算等が耐震基準に満たなくなった場合、補助金の申請ができない若しくは実績報告をしても補助金がもらえないという事か。</p> <p>「見直し」というのは令和4年10月1日からスタートする長期優良住宅制度のことではなく、建築基準法が見直されている、という認識でよろしいか。</p>
A	<p>同意書に記入してある「見直し」は、建築基準法のことになります。</p> <p>建築基準法の見直しによって申請建物が既存不適格になることがあっても、補助金の交付に影響することはありません。</p>
Q9-13	<p>募集要領では</p> <p>「住宅性能表示制度の耐震等級1の物件は、補助対象外とします。ZEH水準未満の住宅とZEH水準以上であっても壁量計算による耐震等級1の住宅は、補助の対象となりません。」とあるが、ZEH Orientedであったとしても耐震等級1は補助対象外となるのか。</p>
A	<p>耐震等級1は補助対象外です。</p> <p>募集要領P1(2)の「補助対象とならない住宅」は、R5年度におけるすべての申請に対する要件となります。ZEH Orientedにおいても、壁量計算による耐震等級1の場合は、補助の対象にはなりません。</p> <p>建築基準法に加えて「品確法・住宅性能表示」の耐震の基準に従い、耐震等級2以上を取得してください。 (住宅性能表示の必須項目である1-1倒壊等防止で「耐震等級2以上」の評価)</p>

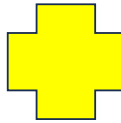
Q9-14

耐震の性能評価の確認資料として、実績時にはどんな資料が必要となるのか。

申請枠 名称	表記	
ゼロ・エネルギー住宅型・長期対応	⇒長期※1	(ZEH、Nearly ZEH)
ゼロ・エネルギー住宅型・ZEH	⇒ZEH	(ZEH、Nearly ZEH、ZEH Oriented)
ゼロ・エネルギー住宅型・低炭素	⇒低炭素	(認定低炭住宅)

※1 工事完了報告書の提出の有無により提出物が異なります。

A.性能評価資料		長期	ZEH/低炭素
(い)	①長期優良住宅認定通知書	○	○ ※いずれか 1項目
	②長期適合確認書		
	③設計内容説明書 ※①～③要審査済印付		
(ろ)	①設計住宅性能評価書	×	
	②設計内容説明書 ※①～②要審査済印付		
	①フラット35/フラット35S		
②設計に関する通思慮			
③設計内容説明書(耐震性を選択に限る) ※①～③要審査済印付			
(に)	建築士による「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」 ※所在地欄に対象住宅の地名地番、備考欄には建築主名を記入していること	×	



B.工事内容確認資料		長期	ZEH/低炭素
(a)	(1)工事完了報告書を提出する行政の場合	○ ※どちらか 1項目	○ ※いずれか 1項目
	①長期優良工事完了報告書の写し(要行政受付印)		
	(2)工事完了報告書を提出が不要な行政の場合		
	①建築士による工事内容確認書 ②工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し		
(b)	建設住宅性能評価書	×	
(c)	①フラット35S ※耐震性選択に限る	×	
	②施工現場検査に関する通知書		
	③適合証明通知書		
(d)	①建築士による工事内容確認書	×	
	②工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し		

<p>Q9-15</p>	<p>性能と耐震において提出書類が煩雑でわかりにくい。申請ごとの完了実績報告の提出書類を教えてください。</p>													
<p>A</p>	<p>耐震性能により提出書類に違いがあります。下表を参考にし、交付申請・完了実績報告に対応してください。</p> <table border="1" data-bbox="287 212 1428 817"> <thead> <tr> <th data-bbox="287 212 1045 257">交付申請時 耐震等級(ツールにて申告)</th> <th data-bbox="1045 212 1428 257">完了実績時提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="287 257 1045 817"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="287 257 534 504">構造計算による</td> <td data-bbox="534 257 821 504">耐震等級 不問</td> <td data-bbox="821 257 1045 504"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="287 504 534 817"> 構造計算によらない (壁量計算等) ※階数2以下かつ500㎡以下 ※構造計算に壁量計算等は含まれない。 </td> <td data-bbox="534 504 821 817"> 壁量等基準(案) 壁量計算等 耐震等級3 壁量計算等 耐震等級2 </td> <td data-bbox="821 504 1045 817"> 同意書 ↑ 交付申請で提出 </td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="1045 257 1428 817"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1045 257 1428 526"> い：長期認定関係書類 ろ：住宅性能評価関係書類 は：フラット35S関係書類 に：建築士法による安全証明 等 ※「い～に」のいずれか1つ ※「い～に」の書類がない場合 ◎建築士による工事内容確認書 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1045 526 1428 616">◎建築士による工事内容確認書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1045 616 1428 817"> い：長期認定関係書類 ろ：住宅性能評価関係書類 は：フラット35S関係書類 ※「い～は」のいずれか1つ ※「い～は」の書類がない場合 ◎建築士による工事内容確認書 </td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	交付申請時 耐震等級(ツールにて申告)	完了実績時提出書類	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="287 257 534 504">構造計算による</td> <td data-bbox="534 257 821 504">耐震等級 不問</td> <td data-bbox="821 257 1045 504"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="287 504 534 817"> 構造計算によらない (壁量計算等) ※階数2以下かつ500㎡以下 ※構造計算に壁量計算等は含まれない。 </td> <td data-bbox="534 504 821 817"> 壁量等基準(案) 壁量計算等 耐震等級3 壁量計算等 耐震等級2 </td> <td data-bbox="821 504 1045 817"> 同意書 ↑ 交付申請で提出 </td> </tr> </table>	構造計算による	耐震等級 不問		構造計算によらない (壁量計算等) ※階数2以下かつ500㎡以下 ※構造計算に壁量計算等は含まれない。	壁量等基準(案) 壁量計算等 耐震等級3 壁量計算等 耐震等級2	同意書 ↑ 交付申請で提出	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1045 257 1428 526"> い：長期認定関係書類 ろ：住宅性能評価関係書類 は：フラット35S関係書類 に：建築士法による安全証明 等 ※「い～に」のいずれか1つ ※「い～に」の書類がない場合 ◎建築士による工事内容確認書 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1045 526 1428 616">◎建築士による工事内容確認書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1045 616 1428 817"> い：長期認定関係書類 ろ：住宅性能評価関係書類 は：フラット35S関係書類 ※「い～は」のいずれか1つ ※「い～は」の書類がない場合 ◎建築士による工事内容確認書 </td> </tr> </table>	い：長期認定関係書類 ろ：住宅性能評価関係書類 は：フラット35S関係書類 に：建築士法による安全証明 等 ※「い～に」のいずれか1つ ※「い～に」の書類がない場合 ◎建築士による工事内容確認書	◎建築士による工事内容確認書	い：長期認定関係書類 ろ：住宅性能評価関係書類 は：フラット35S関係書類 ※「い～は」のいずれか1つ ※「い～は」の書類がない場合 ◎建築士による工事内容確認書
交付申請時 耐震等級(ツールにて申告)	完了実績時提出書類													
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="287 257 534 504">構造計算による</td> <td data-bbox="534 257 821 504">耐震等級 不問</td> <td data-bbox="821 257 1045 504"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="287 504 534 817"> 構造計算によらない (壁量計算等) ※階数2以下かつ500㎡以下 ※構造計算に壁量計算等は含まれない。 </td> <td data-bbox="534 504 821 817"> 壁量等基準(案) 壁量計算等 耐震等級3 壁量計算等 耐震等級2 </td> <td data-bbox="821 504 1045 817"> 同意書 ↑ 交付申請で提出 </td> </tr> </table>	構造計算による	耐震等級 不問		構造計算によらない (壁量計算等) ※階数2以下かつ500㎡以下 ※構造計算に壁量計算等は含まれない。	壁量等基準(案) 壁量計算等 耐震等級3 壁量計算等 耐震等級2	同意書 ↑ 交付申請で提出	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1045 257 1428 526"> い：長期認定関係書類 ろ：住宅性能評価関係書類 は：フラット35S関係書類 に：建築士法による安全証明 等 ※「い～に」のいずれか1つ ※「い～に」の書類がない場合 ◎建築士による工事内容確認書 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1045 526 1428 616">◎建築士による工事内容確認書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1045 616 1428 817"> い：長期認定関係書類 ろ：住宅性能評価関係書類 は：フラット35S関係書類 ※「い～は」のいずれか1つ ※「い～は」の書類がない場合 ◎建築士による工事内容確認書 </td> </tr> </table>	い：長期認定関係書類 ろ：住宅性能評価関係書類 は：フラット35S関係書類 に：建築士法による安全証明 等 ※「い～に」のいずれか1つ ※「い～に」の書類がない場合 ◎建築士による工事内容確認書	◎建築士による工事内容確認書	い：長期認定関係書類 ろ：住宅性能評価関係書類 は：フラット35S関係書類 ※「い～は」のいずれか1つ ※「い～は」の書類がない場合 ◎建築士による工事内容確認書				
構造計算による	耐震等級 不問													
構造計算によらない (壁量計算等) ※階数2以下かつ500㎡以下 ※構造計算に壁量計算等は含まれない。	壁量等基準(案) 壁量計算等 耐震等級3 壁量計算等 耐震等級2	同意書 ↑ 交付申請で提出												
い：長期認定関係書類 ろ：住宅性能評価関係書類 は：フラット35S関係書類 に：建築士法による安全証明 等 ※「い～に」のいずれか1つ ※「い～に」の書類がない場合 ◎建築士による工事内容確認書														
◎建築士による工事内容確認書														
い：長期認定関係書類 ろ：住宅性能評価関係書類 は：フラット35S関係書類 ※「い～は」のいずれか1つ ※「い～は」の書類がない場合 ◎建築士による工事内容確認書														

<p>Q9-16</p>	<p>構造計算の場合、第三者評価機関の証明書の提出は必要ないか</p>
<p>A</p>	<p>必要ありません。</p> <p>なお、第三者評価機関の証明書の提出による対応も可能です。 提出書類の詳細は、マニュアル第3章 4.2.1 完了実績報告の提出書類をご確認ください。</p>

<p>Q9-17</p>	<p>構造計算の場合、計算した構造計算書を提出する必要があるのか。</p>
<p>A</p>	<p>原則、提出不要です。</p> <p>物件によって、審査員が必要と判断した場合は構造計算書(壁量計算等の場合も含む)の提出の指示が出る可能性があります。予めご了承ください。</p>

<p>Q9-18</p>	<p>耐震関係確認資料で、「長期優良住宅 適合証、確認書等」とあるが、長期優良の申請を行う際に「設計住宅性能評価書」を取得している場合、どれを提出すればいいのか。</p>
<p>A</p>	<p>ゼロ・エネルギー型(長期対応) 枠で申請されている場合は、長期優良の認定通知書の提出が必要になります。認定通知書で耐震等級が確認できない場合は「長期優良住宅 適合証、確認書等」も書類も提出してください。</p> <p>またそれ以外の申請枠の場合は、耐震等級の確認書類として「長期優良の認定通知書」または「設計住宅性能評価書」で対応可能です。 (何れの書類も、交付申請時に申告した耐震等級の確認ができること)</p>

<p>Q9-19</p>	<p>建築士法の安全証明について教えてください。</p>
<p>A</p>	<p>建築確認申請を「構造計算」で申請する際、構造一級建築士以外の建築士が構造計算によって安全性を確かめたときに発行する証明書です。 (建築士法施行規則第4号書式)</p> <p>壁量計算等を行い耐震の確認を行った場合には、安全証明を性能確認の書類とすることは不可となります。 (壁量計算等は構造計算ではない為)</p> <p>申請建物が、構造計算を行っているかを建築士が確認し、耐震の性能確認書類を提出してください。</p>

Q9-20	<p>令和5年度のゼロ・エネルギー住宅型の要件に住宅性能表示制度の耐震等級3とありますが、そちらは設計住宅性能評価書のような第三者評価機関による確認が必要になるのか。</p> <p>第三者評価機関による確認が必要な場合、現金取得者向け新築対象住宅証明書でも対応できるのか。</p>
A	<p>建築士による工事内容確認書だけでも問題ありません。現金取得者向け新築対象住宅証明書については、メール(zero★kkj.or.jp ☆を@に変換)にてお問い合わせください。</p>

Q9-21	<p>耐震等級や構造計算かどうかは、どの資料のどこで確認できるのか。</p>
-------	--

認定長期優良住宅または設計性能評価を申請されている場合、申請の際に提出された設計内容説明書から確認できます。(下記はR5年度説明会のPDFになります)

認定長期優良住宅または設計性能評価を申請されていない場合、申請建物を担当している建築士にご確認ください。

長期優良認定住宅（住宅性能表示制度）設計内容説明書 見本1

性能表示 事項	自己 評価 結果	評価方法	確認 項目	設計内容説明欄		記載図書
				項目	設計内容	
1-1 耐震等級 (倒壊等防止) <input type="checkbox"/> 評価対象外	等級 ■ 3 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 1	■ 基準 <input type="checkbox"/> 特認 <input type="checkbox"/> 型式 <input type="checkbox"/> 認証	検証方法	地震力及び 風圧力	<input checked="" type="checkbox"/> 壁量計算(仕様規定) <input type="checkbox"/> 許容応力度等計算 <input type="checkbox"/> 限界耐力計算 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 伏図 <input checked="" type="checkbox"/> 計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 矩計図 <input checked="" type="checkbox"/> スパン表 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎計算書
1-2 耐震等級 (損傷) <input type="checkbox"/> 評価対象外	等級 ■ 3 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 認証		基礎	<input type="checkbox"/> 建築基準法の規定による <input checked="" type="checkbox"/> 許容応力度計算による <input type="checkbox"/> スパン表 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
1-3 その他	免震 ■ その他			横架材	<input type="checkbox"/> 許容応力度計算による <input checked="" type="checkbox"/> スパン表 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
1-4 耐風等級 <input type="checkbox"/> 選択	等級 ■ 2 <input type="checkbox"/> 1			免震建築物	<input type="checkbox"/> 平成12年建設省告示第2 ・同告示第2の該当する <input type="checkbox"/> 一号 <input type="checkbox"/> 二号 <input type="checkbox"/> 三号 <input type="checkbox"/> 免震層、免震材料の維持保 護に関する計画 <input type="checkbox"/> 敷地の管理に関する計画	<input type="checkbox"/> 構造計算書 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/> 計画書 <input type="checkbox"/> 配置図
1-5 耐積雪 <input type="checkbox"/> 該当 ■ 選択	等級 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 1			認定書等活用	<input type="checkbox"/> 認定書等の活用(第四面)	

A

住宅性能表示制度
耐震等級の確認箇所

地震力及び風圧力を検討するのに用いた計算が
「壁量計算(仕様規定)」か「構造計算」かをこの記入で確認する
(この場合は「壁量計算、等級3」となる)

長期優良認定住宅（住宅性能表示制度）設計内容説明書 見本2
(この場合は「壁量計算、等級3」となる)

耐震性			
耐震等級 (倒壊等防止) ■ 等級3 <input type="checkbox"/> 等級2	構造躯体 (1-1)	構造躯体	<input checked="" type="checkbox"/> 壁量計算等 <input checked="" type="checkbox"/> 横架材 ■ 許容応力度計算 <input checked="" type="checkbox"/> スパン表 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎 ■ 許容応力度計算 <input checked="" type="checkbox"/> スパン表
		限界耐力計算	<input type="checkbox"/> 許容応力度計算 <input type="checkbox"/> 偏心率0.3以下 ※軸組の場合に記入 <input type="checkbox"/> 許容応力度計算+偏心率の検討(告1540号第10第1号) <input type="checkbox"/> 許容応力度計算(告1540号第10第2号) ※枠組の場合 <input type="checkbox"/> その他の計算方法 <input type="checkbox"/> 認定書等の活用 <input type="checkbox"/> 限界耐力計算による <input type="checkbox"/> 各階の安全限界変形の基準に適合 <input type="checkbox"/> 平成19年建設省告示第900号第1第3号にトス型免震建築物
その他(地震)			

<p>Q9-22</p>	<p>R5年度もR4度に引続きゼロ・エネルギー住宅型の耐震確認は、建築士のみ確認でいいか。評価機関での適合書添付は不要か。</p>
<p>A</p>	<p>交付申請マニュアル第3章 P3-15【⑩耐震・性能確認資料】の記載のとおり、第三者機関により発行される（い）～（に）の書類がある場合には、優先的にそちらの書類を提出してください。書類がない場合には、（d）①建築士による工事内容確認書でも対応可能としています。</p>
<p>Q9-23</p>	<p>交付申請マニュアル第3章マニュアル3-15（い）から（に）の書類がないときには（d）でいいと記載があるが、「建築士による工事内容確認書」だけでいいのか。また、様式はどこにあるのか。</p>
<p>A</p>	<p>第三者機関の書類がない場合は、「建築士による工事内容確認書」だけでも対応可能としています。</p> <p>「建築士による工事内容確認書」の様式については、実績ツールよりダウンロードしていただけます。様式の詳細については実績報告ツールの公開までお待ちください。</p>